

令和元年度 社会福祉施設に対する指導監査結果について

施設名 保育所
姫路保育園(分園含む)

設置者 社会福祉法人 夢工房(法人番号6140005004687)
(本市監査対象外)

監査実施日 令和元年8月5日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容

改善状況

- 1 保育時間中に、希望する園児に対して、各種教室を提供しており、授業料も利用者が直接講師に支払う形態で実施している。また、その実施事業者から施設使用料を受け取っている。この運営方法について、以下の点について改善を行うこと。
- ・施設の事業として実施し、講師料は、実費相当額を園児から施設が徴収したうえで、講師業務に係る委託契約に基づき施設から講師へ支払い、その収入・支出ともに施設の会計で処理すること。
 - ・施設使用料の受領は、外形上、直接処遇に係る施設設備を第三者へ賃貸していることと混同されるため、受領を取りやめるか、施設使用料分を利用者から徴収する受講料から減額し、利用者の負担とさせないこと。
 - ・実費徴収負担については、運営規程や重要事項説明書を改訂し、利用者に十分な説明を行い、書面で同意を取ったうえで行うこと。

平成1年11月5日現在